

# 警報発表時・警戒宣言発令時における措置について

令和7年9月4日  
横浜市立東高等学校

## I. 警報発表時における措置

- 「特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が横浜市内に発表された場合、次のとおりとします。
  - 午前6時の段階で発表中の場合は、午前10時まで「自宅待機」とします。
  - 午前10時の段階で発表継続中の場合は「臨時休校」とします。
  - 午前10時の段階で解除されている場合は午後1時までに登校してください。（5校時以降の授業を実施）
- 警報等の影響により、横浜市内の鉄道に計画運休等が発表された場合、学校長が適切な措置を講じます。
- 「暴風警報」を伴わない「大雨警報」や「洪水警報」の場合は臨時休校にはなりません。ただしその場合でも、生徒の安全を最優先にご判断ください。
- 遠足、修学旅行、体験学習等の日に警報等が発令された場合、原則として延期または中止となります。しかし、目的地には警報等が発表されておらず、出発を遅らせる措置等をとれば安全な場合などは、学校長の適切な判断により実施する場合があります。
- 登校後に、横浜市内に「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合は、状況に応じて学校長が適切な措置を講じます。

## II. 土砂災害警戒情報が発表されたときの措置

- 横浜市鶴見区において警戒レベル4以上の避難指示が発令された場合、次の通りとします。
  - 午前6時以降で家を出発するまでに、継続して発令中の場合は、学校からの指示があるまで「自宅待機」とします。学校長は、午前10時までに休校または登校を判断し、「すぐーる」で配信します。
  - 登校した生徒については、状況によって生徒を「校内に留め置き」「一斉下校」等の対応をとる場合があります。その場合は「すぐーる」で配信します。
- 授業中に警戒レベル4以上の避難指示が発令された場合、教室及び特別教室に避難します。その後、学校長の判断により適切な措置を講じます。警戒レベル3以下の場合でも、状況により学校長が適切な措置を講ずる場合があります。
- 土砂災害で被災した場合、復旧するまで休校とします。

## III. 大規模地震発生時における措置

市域のいずれかで、震度5強以上の地震が観測された場合、次のとおりとします。

- 登校時  
学校は臨時休校とします。ただし、学校の近くまで来ているときはそのまま登校してください。その後、帰宅するか学校に留め置くかを決定します。
- 登校後  
授業を打ち切り、予め保護者から伺っている「学校に留め置く」または「下校させる」のどちらかを個別に判断します。ただし、安全に下校できないと学校が判断した場合には、全員学校に留め置き、状況を見て集団下校の判断をします。
- 学校行事実施中（修学旅行・遠足等）  
学校行事等を中止し、状況によって生徒を安全な場所へ避難誘導のうえ、原則として帰校させます。その後、帰宅させるか学校に留め置くかを決定します。

## IV. 南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発表された時の措置

「南海トラフ地震に関する情報」**臨時**が発表された場合（**定例**の発表は通常通りですので間違えないでください）

- 地震発生の可能性が高まった場合、原則通常通りであるが、状況によっては教育委員会の判断により「全市一斉休校」となります。
- 教育委員会による指示がない場合でも、情報等の切迫度や地域等の危険度により、登下校の見合わせ及び学校待機を学校長が判断します。

## V. その他危機事象における措置

登校前に、Jアラートを通じて緊急情報が発信された場合、自宅待機とします。その後、『すぐーる』または学校のホームページ等で情報を収集し、登校再開の指示を待ってください。

☆警報等に係る学校の対応は、「すぐーる」または「ホームページ」等で発信いたします。

☆学校への電話による問い合わせはご遠慮くださいますようお願いいたします。